

平成 30 年 第 2 回定例会 一般質問

質問 1 大野町の財政状況について

質問 2 大野町選挙投票率の向上について

宇野 等 議員



質問 1

大野町の財政状況はどのように推移しているのでしょうか。そして、今後の見通しについて、伺います。

答弁 (総務部長)

大野町の財政の推移は、平成 22 年度、決算額 66 億 1 千 884 万 2 千円で、うち投資的経費（普通建設事業費）11 億 4 千 735 万 2 千円（17.3%）、地方債（借入金）残高 41 億 7 千 971 万 2 千円、町の預金である財政調整基金の残高は、25 億 5 千 690 万 8 千円。また、町の財政上の健全度を示す指標「実質公債費比率」は 3.9%でした。この「実質公債費比率」は、平成 23 年度は 2.5%、平成 24 年度は 0.9%、平成 25 年度は 0.6%を示し、平成 26 年度は最も低く 0.2%でした。

以後、第五次総合計画や第六次総合計画に掲げる将来像「快適で 笑顔あふれるやすらぎのまち おおの」の実現のため、厳しい財政状況を鑑みつつ、限られた財源の中で効率的・効果的な事業実施と健全な財政運営を図ることを念頭に事業を進めてきましたが、東海環状自動車道（仮称）大野・神戸 IC など、町にとって大きな転機となるチャンスを活かすべく、道の駅をはじめとしたビックプロジェクトを進め、平成 28 年度の決算は、決算額 85 億 4 千 911 万 6 千円、うち投資的経費（普通建設事業費）23 億 7 千 242 万 7 千円（27.7%）、地方債（借入金）残高 60 億 5 千 46 万 2 千円、財政調整基金の残高は、29 億 5 千 863 万 1 千円、「実質公債費比率」は 1.3%でした。

この実質公債費比率が、高いほど財政運営が硬直化していることを示し、地方財政法で定められた基準値 18%以上の団体は、地方債の借入に際し許可が必要となります。しかし、大野町は大幅に下回っており、現在、県下でも

5番目に良い数値となっています。また、全国の市町村の中でも当町と人口及び産業構造等が同規模団体と比較しても、49団体中6番目に良い数値を示しています。

また、将来的に財政を圧迫する可能性の度合いを示す「将来負担比率」については、平成28年度決算で、マイナス41.5%となっており、これは借入金の返済（負債）に充てることのできる貯金（基金）などの財源が返済額（負債額）を上回っており、将来負担に対応できる健全な状態を示しています。

平成22年度からの財政状況の推移を表す指標から見ても、健全な水準を保ち、健全な財政運営が図られてきました。

しかし、今回、道の駅や学校給食センターの整備など大型事業の地方債借入などにより、実質公債費比率を始めとした財政指標は一時的に上昇する見込みです。また、今後予定する主要事業を着実に進めるためには、一定の投資的経費も必要であり、総合計画における主要事業を具体的かつ効率的に実行するために、毎年、情勢の変化や財源、財政上の整合性を図りながら策定する実施計画においては、主要事業の総事業費は2024年の第六次総合計画最終年度頃をピークに、また、現在の大型事業による地方債（借入金）の償還なども影響し、実質公債費比率についても同時期（2024年頃）をピークに8%程度までは上昇することを見込んでいます。

町ではこうした将来的な財政需要に備え、これまでの健全な財政運営を引き続き、確実に維持していくため、長期的な財政の見通しに基づき、町の貯金ともいえる基金の残高と、事業の財源を補うための借入金について、一定の制限を設け、節度ある財政運営を行うこととしています。

具体的には、借入金は、将来にわたって利用される施設の整備に係るものなどは、現世代と後世代の負担を分かたつための世代間の公平性の確保や、一時的に財源を確保するためには必要となりますが、後の世代に過度な負担とならないように、その負担の程度を示す実質公債費比率の上昇を抑制するため、計画的な起債（借入金）の活用を行います。

また、財政調整基金は、財政需要が増大した場合の財源の補てんはもとより、経済事情の変動などにより、財源が著しく不足する事態などにも備え、決算剰余金の積立による適切な積み増しを行う一方、基金の取り崩しを極力抑制するなど、基金残高については一定額以上を確保できるよう、町独自の財政規律を設け、財政運営を図ってまいります。

事業の選択や重点配分による歳出抑制と、歳入歳出のバランスのとれた予

算編成を行うことで、一定以上の基金を確保し、借入金残高を増加させないよう、引き続き健全な財政運営に努めます。

さらに具体的に言いますと、実質公債費比率については、年度内における地方公共団体の借入金の返済額の大きさを、財政規模に対する割合で表したもので、数値が小さいほど良好であります。家計に例えれば、世帯の年収に占める実質的なローン返済額の割合といえます。また、この実質公債費比率で見た大野町の位置付けは、県内で5番目、県内町村で2番目であり、近隣では揖斐川町の7.0%、池田町の7.7%、神戸町の6.4%に比べても当町の1.3%は良好な数値となっています。

今後の見通しについて、歳入は、人口減少などにより、税金などの一般財源の増加は見込めない中、歳出では、児童福祉、高齢者福祉、障がい者福祉など社会保障制度に要する費用としての扶助費や施設の老朽化による維持補修費などの経常的に要する経費が増加する見込みです。また、道の駅などの大型事業に係る借入れによる返済額（償還額）の増加が見込まれ、「実質公債費比率」などの財政状況を表す指標については、一時的に上昇することを想定しています。

このような状況ではありますが、地方債の借入れについては、後年に交付税として措置される有利な地方債を活用することを原則として、最小限の借入れを行うことで、実質公債費比率が10%を上回ることをしないよう計画的な借入れを行います。また、町の貯金である財政調整基金についても、その残高について、16億円を下回らないよう基金の取り崩しを抑制し、歳入予算を大幅に超える歳出予算とならないようにバランスのとれた予算編成を行うことで、健全な財政運営を行います。

質問 2

郡内三町の中で、なぜ当町は投票率が最も低いのでしょうか。投票率向上のために新しい施策に取り組む必要があると考えますが、いかがでしょうか。

答弁（総務部長）

議員ご指摘のとおり、近年の国・県の選挙における投票率は、郡内3町では当町が最も低くなっています。そこで、過去10年間に執行された計16回

の選挙結果について、三つの視点から分析しました。

一つめは期日前投票をされる方の割合について、二つめは投票所を減らしたことによる影響について、三つめは年齢別の投票状況についてです。

その結果、まず一つ目の期日前投票をされた方の割合は、当町全体の傾向として、平成23年頃は当日に投票された方と期日前に投票された方の割合が約9対1でしたが、最近では約6対4となっているなど、期日前に投票された方の割合が年々高くなってきていることがわかりました。

次に、二つ目の投票所を減らしたことによる影響については、平成28年7月から、これまでの8投票所から相羽公民館・下座倉公民館を減らして、6投票所にしました。そこで、投票所減少後に執行された選挙については、これまでに今年2月の町長選挙など計4回ありましたが、これらの選挙における相羽・下方地区と下座倉地区の投票状況を見てみると、相羽・下方地区では、前回の投票率を上回っていたことなどから、投票所を減らしたことによる影響は、ほとんど無かったのではないかと思います。しかし、下座倉地区では昨年の衆議院議員選挙、県知事選挙ともに町平均を大きく上回っていますが、28年の参議院議員選挙では、前回の投票率を若干下回っていたことから、投票所を無くしたことによる影響は全く無かったとは言えないように思います。

三つ目に、直近の選挙における年代別の投票状況について、相羽・下方地区と下座倉地区をモデル地区として分析してみると、ワースト投票率は、相羽・下方地区では20代、30代、40代の順で、下座倉地区は30代、20代、40代の順となっていて、町全体でも同様の状況であると思われます。

以上のことから、大野町の投票率が低いのは、20代から40代の若者世代が参加していないからではないかと思われ、それらの世代の方は投票所への移動手段が無いのではなく、選挙への関心が薄いために投票に来ていただけなかったのではないかと考えています。

次に、質問の二つ目、「投票率向上に向けた施策について」は、全国や県内市町村の事例を調査したところ、大きく三つの施策が考えられました。

一つ目が投票機会を増やすこと、二つ目が投票会場への移動支援、三つめが広報・啓発活動です。

一つ目の投票機会を増やすことについては、商業施設や高校・大学に投票所を増やす方法などですが、これらは都市部や都会の学生が多い所では有効でも、当町のように行政面積もそれほど大きくないところでは効果的な手段

ではないと思います。

次に、二つ目の投票会場への移動支援については、主に投票所までの移動手段がない高齢者等への対策として、平日の期日前投票のデマンドタクシーの利用について、さらにPRしてまいります。

最後に、三つ目の広報啓発活動については、議員ご提案のように、地域の広報委員さんにご協力をいただき、地区ごとの集会などにおいて選挙啓発をお願いし、消防団やPTAなど多数の町民が所属する団体の会議の折に啓発を行うことなども考えられます。

そして、より一層議会における活動状況や政治に関心を持っていただくため、議員の皆様の協力もいただき内容を充実させて、現在は町広報紙の中に一緒になっている議会だよりを分冊化する方法も一つではないかと思えます。さらに、選挙の立会人として学生に参加してもらうこと、中学校で模擬選挙を行うこと、議員さんが中学校へ出向く出前講座、中学生向けの議会を開催することなどで、子どもの頃から選挙に興味を持つよう啓発していくことも有効な方法ではないかと思えます。

については、来年4月の統一地方選挙執行を踏まえ、選挙管理委員会に対し、広報啓発活動の充実などについて、提言してまいりたいと思えます。

質問1 教育支援の助成金について

質問2 移住・定住支援施策について

ひろせ 一彦 議員



質問1

地域住民等による学習支援教室としての奉仕活動『地域学校協働活動推進事業』を町としても国・県に倣い、教育支援の助成をすべきと考えますがいかがでしょうか。

答弁 (教育長)

現在、地域における教育力の低下、家庭の孤立化などの課題や、学校を取り巻く問題の複雑化・困難化に対応するために、地域と学校がパートナーとして連携・協働することが必要であり、その組織的・継続的な仕組みの構築が

求められています。

このような中、平成 29 年 3 月には、「地域学校協働活動」を推進するため、社会教育法と地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されました。

「地域学校協働活動」とは、地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO等の幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う活動です。具体的な事業としては、子どもたちの放課後の安全・安心な活動拠点づくりを目的とした放課後子ども教室、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身に付いていない子どもの学力を向上させることを目的とした地域未来塾や土曜日の子どもたちの過ごし方を充実させるための土曜日の教育支援事業などがあります。

当町でも、大野町の教育が目指す「地域を愛し、みんなで学び合う、地域社会人の育成」を実現するため、「地域学校協働活動」の推進が重要であると考えます。

現在、各地区公民館においては、地域と学校が連携して公民館まつりや子ども科学あそび教室などの公民館行事が活発に行われています。このような枠組みを継続しつつ、既存の子育て支援団体の活用を含め、地域住民の協力による学習支援を行う地域未来塾などの地域学校協働活動につながるよう調査・研究をしてまいります。

また、地域学校協働活動については、対象経費の3分の2が補助金として充当されますが、この事業を推進するためには、継続的な人材確保などの課題もありますので、今後さらに研究を重ねてまいりたいと思います。

質問 2

「定住奨励金交付制度」に安心R住宅を含む中古住宅も加え、さらには子育て世帯の経済的負担を軽減するために、『出産祝い金交付制度』を設置してはいかがでしょうか。

答弁 (総務部長)

町では移住・定住支援対策として、平成 26 年 3 月に、「大野町新築住宅の

定住奨励金交付条例」を制定し、町外から転入される方の住宅の取得を促進することによる移住と、現在大野町に在住の方にも永く住んでいただくことによる定住を促進するための制度を進めてきました。この制度は、当初終期を平成30年1月1日までとしていましたが、引き続き町外から転入される方等の住宅の取得を促進し、定住人口の増加、人口減少抑制を図るため、期限を更に5年間延長し、支援を進めているところです。

制度開始から平成30年3月末で丸5年が経過し、これまでに約300世帯、1,000名を超える皆様に大野町に移住または定住していただくこととなりました。うちおよそ半数の方が町外からの転入であり、昨今の人口減少がさげられるなかで、移住・定住による人口増加を図ることを目的とした本奨励金の制度は、ある一定の効果を発揮しているものと認識しています。

ご提案の定住奨励金制度の支援拡大については、現在の制度では新築または建て替えの住宅を対象としており、増改築した住宅や既存住宅は対象としていません。

「安心R住宅」とは、耐震性があり、建物状況調査等が行われた住宅で、リフォーム等についての情報提供が行われる既存の中古住宅であり、国土交通省の告示に基づいて登録された事業者団体により、安心に関する一定の要件を満たす旨の標章を使用することのできる住宅のことであり、平成30年4月より制度が開始されました。現時点で把握できる安心R住宅の登録数は全国で8件、県内で1件、町内は0件で、今後の普及については未知数です。

「安心R住宅」をはじめとする中古住宅を対象とした支援拡大については、引き続き現在の奨励金制度の利用者拡大を軸として、移住・定住の支援施策の充実強化を図ってまいります。住宅取得助成制度やリフォーム助成など、他市町が取り組む移住・定住支援施策を参考にしながら、移住・定住促進に有効な施策を検討してまいります。

答弁 （民生部長）

出産祝金の近隣市町の状況は、本巢市が第3子に対し10万円の商品券、第4子以降は現金10万円と10万円分の商品券を、揖斐川町が第1子から商品券5万円を、池田町が第1子に2万円、第2子に3万円、第3子以降4万円分のおむつや粉ミルク等の育児用品の購入助成券を支給しています。

当町は、出産祝い金交付制度を設けていませんが、1歳の誕生祝い品として、1万円相当の「木のおもちゃ パーシモンブロック」の贈呈や子育てを

する親への経済的負担軽減策として、町立保育園での主食代に係る費用の無償化や私立認定こども園に入園する3歳児以上の園児に対する主食代相当額の補助をしています。

また、安心して子どもを産み育てる環境を整えるために、保育にかかる相談や情報提供を行う子ども子育て利用者支援専門員を福祉課に配置しています。本年10月からは、妊婦の相談に対応するための助産師を配置し、保健センターに「子育て世代包括支援センター」を開設し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行ってまいります。

議員ご質問の出産祝い金交付制度については、来年度からの実施に向けて、少子化対策、子育て支援、地元の経済効果など、多子世帯につながる制度内容を検討してまいります。

質問1 不法投棄対策について

質問2 学校給食の食べ残しについて

小森 小百合 議員



質問1

自然環境保持と安心安全の観点から、不法投棄撲滅への対策強化が必要と考えますが、不法投棄の現状と不法投棄未然防止に対する取り組みについて、伺います。

答弁 (民生部長)

町内の不法投棄の件数は、年間20件前後の通報が寄せられ、町職員が出向き、ごみの回収をしています。これ以外にも、年間を通して大野町シルバー人材センターへの委託業務によるごみの回収、委託業者による三水川のごみ回収スクリーンの設置や河川の中のごみ撤去を実施し、これらの対策費用として、年1,000万円ほど支出しています。また、NPOの方々による山麓の不法投棄ごみの回収やボランティアの方々による河川清掃などの住民主体の奉仕活動の取り組みに対しては、大変感謝しているところです。

不法投棄されるごみは、家庭ごみが多く、投棄場所としては、北部山麓、道路脇、河川などが多く、その対策として、町では広報紙による啓発、禁止看板の設置、シルバー人材センターによるパトロール、大野郵便局との協定

による通報など、不法投棄対策に取り組んでいます。さらに不法投棄者が特定できた場合、警察へ通報をしています。不法投棄はなかなか減らないのが現状です。

今後は、現在の施策に加え、職員によるパトロールの強化、環境保全を行っていただいている「柿とバラの町農地・水・環境保全組織」などの地域との連携・協力、不法投棄多発箇所への監視カメラ設置の検討や警察による厳正な対応をお願いするとともに、不法投棄は個人のモラルに負うところが大きいことから、住民の環境美化意識の啓発をさらに推進し、少しでも不法投棄が減るように取り組んでまいります。

質問 2

- ①食べ残しを減らすための食育が大切であると考えますが、現状と今後の取り組みについて、伺います。
- ②食べ残しの処理・再生利用について、伺います。

答弁（教育長）

①食育の推進については、平成 20 年に学校給食法、学習指導要領に位置付けられ、児童生徒の発達段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことと規定されました。食育は、「食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する」「心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事の取り方を理解し、自ら管理していく能力を身につける」など六つの指導目標があります。その中の一つ「食物を大事にし、食物の生産等にかかわる人々へ感謝する心を持つ」は、食べ残しを減らすことにつながる目標です。

その具体的な指導例としては、栄養教諭による給食時間における食に関する指導があります。「給食ができるまで」「給食の食材はどこから」「何でも食べるよう、給食に携わる人や食べ物への感謝」等の内容を年間指導計画に位置付け計画的に指導しています。また、中学校における給食委員会活動などの食べ残しを減らす取り組みを含め、教育活動全体を通して食育の推進を図っています。

その他、保護者対象の給食試食会を実施しています。家庭における食育の重要性を理解していただく絶好の機会となっています。

なお、新しい給食センター稼働後の残菜率は、平成 30 年 3 月時点で一人当

たり総量の約2%でした。

今後も、食育を通じて、様々なことを学ばせるとともに「地場産食材を活用したメニュー」「季節や行事に合わせた和食材を使ったメニュー」「子どもたちのリクエストによるメニュー」等、子どもたちが興味・関心を引く特色ある献立作成や、安全・安心でおいしい給食を提供し食べ残しを減らしていきたいと考えています。

②「食べ残しの処理・再生利用」は、現在、給食センターでは、学校から回収した食べ残しは、厨芥脱水機等により細かくした上で脱水し衛生的に処理しています。処理された食べ残しは、事業系一般廃棄物として、処分しています。

食品廃棄物の再生利用については、近隣に委託できるリサイクル業者及び処理施設がないことや、設備導入する場合のコストが高いため、今のところ考えていません。

質問1 可燃ごみの減量化について

質問2 公園施設の充実について

野村 光宣 議員



質問1

昨年度の各家庭からの可燃ごみは3,000 t強、西濃環境整備組合への負担金は約9,600万円。徹底した水切りや3Rによりかなり減量が可能だが、町としてどのような対策を取り、エコタウンおおのを推進するのでしょうか。

答弁 (民生部長)

ご指摘のとおり西濃環境整備組合の負担金は、搬入量割が人口割や均等割より重く加味されており、搬入量が負担金額に直結しています。

西濃環境整備組合の現状において、構成10市町の搬入量を人口で割った一人当たりの平均搬入量は、190kgで、当町の搬入量は180kgと平均より少なく、揖斐川・池田両町より少ない状況です。

しかし、西濃環境整備組合に搬入され焼却処分されるごみの量を減らすためには、資源ごみの分別及び可燃ごみの絶対量を減らすことが不可欠で、本

年4月、各家庭での資源ごみの分別、リサイクルを徹底してもらうための手引き「家庭ごみ分別辞典 2018年保存版」を作成し、町内全世帯に配布しました。さらに今年度から町民カレッジにおいてエネルギー・リサイクル講座を開講し、西濃環境整備組合とリサイクル工場への見学を行い、ごみが焼却されたり、リサイクルされる現場を実際に見ることで、町民のごみの減量やリサイクルへの関心をさらに高めたいと考えています。

また、「広報おおの」に生ごみの水きりの推進やまだ使える物をほかの人に譲るなどのリサイクルについて、皆様に協力を呼びかける内容の記事を掲載し、発生・排出抑制・減量化・資源化の啓発に努めます。

質問2

- ①バラ公園・うぐいす公園のトイレは、利用者から洋式化を望む声が多いが、どう考えてますか。
- ②うぐいす公園等の避雷・雨宿り施設の確保を検討する(昨年第2回定例会一般質問の答弁)ことについて、結果を伺います。

答弁 (産業建設部長)

①公園・うぐいす公園のトイレの現状は、バラ公園には多目的トイレに洋式1基、男子トイレに洋式1基、小便器1基、女子トイレには、和式2基が設置されています。また、うぐいす公園には多目的トイレに洋式1基、男子トイレに和式1基、小便器1基、女子トイレには、和式1基が設置されており、公園が整備されたときに設置された和式が残っている状態です。今後、老朽化による更新の際には、ご指摘のとおりトイレの洋式化を検討します。特にバラ公園に関しては、バラまつり期間中だけでも、町内外から4万人を超えるお客様が訪れますので、観光の観点からもトイレの洋式化を前向きに検討していきたいと考えています。

②町全体の公園の避雷・雨宿り場所の設置検討については、平成31年度に大野町第六次総合計画の見直しが予定されていますので、これに併せ、住民ニーズを踏まえた公園の整備再編を実施する公園リニューアル計画を作成し、その中で検討を進めていきたいと思えます。

うぐいす公園の雨宿り施設の確保については、今年度予算にて、既設パーゴラの上にテント製の屋根を設置する工事費を計上いたしました。よって、

夏休み前には発注し設置させていただきます。

質問 1 公立保育園統合等について

質問 2 「子育てはうす ばすてる」の運営について

永井 啓介 議員



質問 1

町立保育園の建替え統合の検討時に、十分な情報をもとに民設民営を検討し、今後の公共施設マネジメントにおいて有効であれば、民設民営の町立認定こども園を設置することを考えるべきではないでしょうか。

答弁 (町長)

平成 28 年 4 月から大野クローバー幼稚園が幼稚園型の認定こども園へ、他の私立保育園 4 園も幼保連携型認定こども園に移行されました。町立保育園 3 園については、保育園機能の良さを残しながら、運営できる新しい園として、平成 31 年 4 月に保育園型の認定こども園へ移行できるよう事務を進めているところです。しかし、施設の老朽化、園児数の減少、3 歳未満児の入園増加に伴う保育士不足など多くの課題があります。

昨年度「大野町公立保育園統合等内部検討委員会」と「大野町公立保育園統合等外部検討委員会」を開催し、審議を重ねた結果、最終的に西保育園と北保育園を統合し、新設園を建設、南保育園は、新築するという案に絞り込んだところですが、場所などを検討する中で、少子化問題に対応するため、3 園を 1 園にすることも検討課題であると判断し、現在検討中です。

今後、3 歳未満児の入園者の増加、待機児童ゼロを継続していくため、現在ある町立 3 園については、最終的に 1 園になるか 2 園になるかは分かりませんが、少なくとも 1 園は町立保育園として残していきたいと考えています。

他の公共施設の建設、建て替え時期には、議員ご提案の民設民営（P F I）の手法や公設民営の導入も視野に入れ検討し、その手法等を学ぶための研修へ、職員の参加もさせていきたいと考えています。

質問2

「子育てはうす ぱすてる」の利用について、より多くの人に施設を利用していただくために、保護者同伴必須の条件を緩和できないでしょうか。

答弁 (民生部長)

「子育てはうす ぱすてる」は来月の開設に向けて、着々と準備を行っているところです。

昨今、少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化している中、当施設は、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の不安感を軽減し、地域において子育て親子の交流を促進する支援拠点を設置することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子どもの健やかな成長を支援することを目的としています。乳幼児はもちろん、乳幼児の兄弟も入館できるようにすることと木製遊具、木のおもちゃで遊ぶ、木育拠点の「ぎふ木育ひろば」として、より多くの方々にご利用いただけるよう0歳から小学6年生までとその保護者を対象とした施設となっています。また、基本事業として、一つ目は子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、二つ目は子育て等に関する相談、援助の実施、三つ目は地域の子育て関連情報の提供、四つ目は子育て及び子育て支援に関する講習等を月1回以上開催することとしました。

このように、子どもだけのための施設ではなく、子育てをしている保護者等も集うことで互いに交流を深め、また、子育てに関する相談や情報の提供、助言を行うことで不安感の緩和を図っていくことが子育て支援施設の設置目的でもあると考えています。よって、現在のところ、条件緩和は考えていません。